

防整計（事）第256号
令和7年4月10日

大臣官房長
各局長
施設等機関の長
各幕僚長
情報本部長
防衛装備庁長官
殿

事務次官
(公印省略)

先端民生技術の導入及びその早期装備化のための取組について
(通達)

標記について、別紙のとおり定められたので通達する。

なお、先端民生技術の導入及び早期装備化のための取組の試行について（防防第202号。令和5年6月20日）は、廃止する。

添付書類：別紙

先端民生技術の導入及びその早期装備化のための取組について

(目的)

第1 我が国を取り巻く安全保障環境の変化と技術革新の急速な進展に適応して我が国の防衛を全うするためには、企業等との緊密な連携の下、先端民生技術の装備品等への導入が必要であり、特に自衛隊の現在及び将来の戦い方に直結する技術の早期装備化が不可欠となっている。本通達は、防衛力抜本的強化実現推進本部（防衛力抜本的強化実現推進本部の設置について（防防（防）第16号。令和5年1月19日）に基づき設置された防衛力抜本的強化実現推進本部をいう。以下同じ。）の下で実施される防衛力の抜本的強化に向けて、政策的な緊急性及び重要性が高いと認められる先端民生技術について、早期装備化の課題の解消を含む実証を通じた早期装備化に必要な取組を推進するため、所要の推進体制及び事業の推進に必要な手続を整備することを目的とする。なお、防衛装備庁が実施する研究開発その他の事業については、本通達の規定を適用しないものとするが、政策的な緊急性及び重要性が高いと認められるものについては、早期装備化作業部会と防衛装備庁の間で緊密に連携する。

(用語の定義)

第2 この通達において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 装備品等 防衛省設置法（昭和29年法律第164号）第4条第1項第13号に規定する装備品等をいう。
- (2) 各部局等 防衛省本省の官房各局、各幕僚監部及び情報本部をいう。
- (3) 各部局等の要求元 次のいずれかに該当する者をいう。
 - ア 早期装備化実証推進事業構想案を作成した者（当該構想案を作成する予定の者を含む。）
 - イ 各部局等において早期装備化実証推進事業の調達要求をした者（当該調達要求をする予定の者を含む。）
 - ウ 装備品等及び役務の調達実施に関する訓令（昭和49年防衛庁訓令第4号）第11条第3項に基づき陸上自衛隊補給統制本部長、海上自衛隊補給本部長又は航空自衛隊補給本部長に調達要求書を作成させた者（同項に基づき陸上自衛隊補給統制本部長、海上自衛隊補給本部長又は航空自衛隊補給本部長に調達要求書を作成させる予定の者を含む。）

- (4) 契約担当官等 会計法（昭和22年法律第35号）第29条の3に規定する契約担当官等をいう。
- (5) 企業等 国内外の民間企業、国立研究開発法人、国立大学法人又はこれに準ずる法人等をいう。
- (6) 早期装備化対象候補 各部局等の要求元が装備品等に活用し得ると認めた製品、試作品、技術、サービス等をいう。
- (7) 早期装備化実証推進事業 政策的な緊急性及び重要性が高く、早期装備化実証推進事業に関する経費（令和7年度以降の予算において（組織）防衛本省（目）装備品取得等業務効率化推進庁費に当たるものをいう。）を用いて予算執行を行う事業であって、実証を通じて早期装備化が見込まれるものとして整備計画局防衛計画課長が指定するものをいう。
- (8) 早期装備化実証推進事業構想案 早期装備化実証推進事業として指定すべき事業の構想案をいう。
- (9) 要求性能 運用上の要求事項を満たすために必要な性能をいう。
- (10) 改良 次のいずれかに該当するものをいう。
 - ア 装備品等としての要求性能を満たすため早期装備化対象候補を改変すること。
 - イ 早期装備化対象候補を既存の装備品等に接続して部隊等で支障なく使用できるよう必要な措置を講じること。
- (11) 初期型装備品等 早期装備化実証推進事業の契約を締結してからおおむね5年以内に部隊等で使用できる最低限の要求性能を満たした装備品等をいう。
- (12) 能力向上型装備品等 初期型装備品等を更に改良して要求性能を最大限満たす装備品等をいう。

（早期装備化作業部会の設置等）

第3 早期装備化実証推進事業の指定及び解除の検討に必要な作業並びに当該事業に係る進捗管理その他早期装備化に必要な総合調整を一元的に行うため、防衛省に早期装備化作業部会（以下「作業部会」という。）を置く。

2 作業部会の構成は、次のとおりとする。

- (1) 部会長 整備計画局防衛計画課長
- (2) 副部会長 大臣官房会計課長
防衛政策局防衛政策課長
防衛装備庁装備政策部装備政策課長
- (3) 部会員 統合幕僚監部防衛計画部計画課長
陸上幕僚監部防衛部防衛課長

海上幕僚監部防衛部防衛課長
航空幕僚監部防衛部防衛課長
情報本部計画部長
防衛装備庁技術戦略部技術計画官

- 3 部会長は、作業部会を招集し、作業部会の事務を総理する。
- 4 副部会長は、部会長を補佐する。
- 5 部会長は、作業部会における検討のため必要があると認めるときは、第2項第3号に掲げる者以外の者を作業部会に参加させ、意見を述べさせることができる。
- 6 部会長は、検討の性質により部会員を限定する必要があると認めるときは、第2項第3号に掲げる部会員のうち一部の者をもって作業部会を開催することができる。

(早期装備化グループの設置等)

- 第4 部会長は、装備品等の要求性能、部隊使用時期等に関する各部局等の検討を踏まえ、早期装備化実証推進事業構想案の作成に係る各部局等の要求元との調整並びに早期装備化実証推進事業の促進及び管理をするため、作業部会の下に、早期装備化グループ（以下「グループ」という。）を複数置くことができる。
- 2 各グループの検討を統括するグループ・リーダー及び各グループの構成員は、部会長が別に指定する。

(作業部会及びグループへの関係部局の協力)

- 第5 関係部局は、作業部会又は各グループから関係者の出席、資料の提出等の依頼があった場合には、これに協力するものとする。

(作業部会及びグループにおける情報の保全)

- 第6 作業部会及びグループの構成員並びに第5の規定に基づき依頼を受けた関係部局の職員は、作業部会又は各グループにおける検討に際して知り得た情報について、秘密保全に関する訓令（平成19年防衛省訓令第36号）その他の関連規則に基づき適切な情報の保全を図るものとする。

(作業部会及びグループの庶務)

- 第7 作業部会及びグループに関する庶務は、整備計画局防衛計画課において処理する。

(防衛力抜本的強化実現推進本部との連携)

第8 作業部会は、防衛力抜本的強化実現推進本部における検討の内容を作業部会における検討に反映させ、及び作業部会における検討の状況を同推進本部に適時適切に報告するほか、必要な協力を行うものとする。

(企業等から提供された情報の集約)

第9 防衛装備庁装備政策部装備政策課長は、早期装備化実証推進事業を効率的に推進できるよう、先端民生技術等に関する情報を一元化するため、関係部局の協力を得ながら、企業等から防衛省・自衛隊に対して提供された製品、サービス及び技術に関する情報のうち、次の各号に掲げる分野に関するものを集約し、各部局等及び防衛装備庁に広く共有する。

- (1) 無人アセット防衛能力
- (2) 人工知能（A I）
- (3) 次世代情報通信
- (4) 宇宙
- (5) デジタルトランスフォーメーション（D X）
- (6) 高出力エネルギー
- (7) 情報戦
- (8) その他将来の戦い方に大きな影響を与え得る技術成熟度の高い先端民生技術等を用いた革新的なソリューション

2 関係部局は、前項各号に該当する情報を入手した場合は、防衛装備庁装備政策部装備政策課長に当該情報を提供するものとする。

(早期装備化実証推進事業の指定)

第10 各部局等の要求元は、企業等からの情報提供又は提案（以下「情報提供等」という。）及び当該情報提供等についての次に掲げる事項に係る評価を踏まえ、関係するグループ・リーダーと調整の上、早期装備化実証推進事業構想案を作成し、当該早期装備化実証推進事業構想案を担当しているグループ・リーダーを通じてこれを作業部会に提出するものとする。

- (1) 運用構想の概要との適合性
- (2) 早期装備化までのスケジュールの妥当性
- (3) 費用対効果の適正性
- (4) 実現可能性（関係法令の適合性、安全性等を含む。）
- (5) 新規性及び代替性
- (6) その他整備計画局防衛計画課長が必要と認める事項

2 作業部会は、前項に基づき提出された早期装備化実証推進事業構想案の早

期装備化実証推進事業への指定の適否を評価し、当該評価について整備計画局防衛計画課長に報告する。

- 3 整備計画局防衛計画課長は、前項の報告を踏まえ、適切と認めた場合には、当該早期装備化実証推進事業構想案を早期装備化実証推進事業に指定するものとする。

(早期装備化実証推進事業の報告)

第11 各部局等の要求元は、早期装備化実証推進事業が次のいずれかに該当すると認めるときは、その旨を契約担当官等及び作業部会へ報告する。

- (1) 早期装備化の技術的課題及びその解決策、初期型装備品等及び能力向上型装備品等の要求性能、早期装備化までのスケジュールその他早期装備化に関する事項を具体的に確定させるため、特定の早期装備化対象候補の実証を行う契約を行う必要がある場合
- (2) 初期型装備品等又は能力向上型装備品等を装備化するため、改良、実証及び評価を一体的に実施する契約を行う必要がある場合

(契約条項)

第12 契約担当官等は、第11の規定による報告を受けた場合であって、当該報告に係る中央調達により実施する早期装備化実証推進事業に係る契約を締結するときは、当該契約に特別契約条項（防衛装備庁における契約事務に関する訓令（平成27年防衛装備庁訓令第34号）第20条第1項第4号に規定する特別契約条項をいう。以下同じ。）を適用するものとする。

- 2 契約担当官等は、第11の報告を受けた場合であって、当該報告に係る地方調達により実施する早期装備化実証推進事業に係る契約を締結するときは、当該契約に特別契約条項を準用するものとする。

(随意契約)

第13 早期装備化実証推進事業を複数回に分割して発注せざるを得ない場合で、早期装備化実証推進事業に係る契約に基づき当該事業を行う主体がその過程を通じて同一でなければ目的達成に著しい支障が生じるおそれがある能力向上型装備品等の契約は、公募は行わずに随意契約を行うものとする。

(訓令及び通達類の適用除外等)

第14 早期装備化実証推進事業のうち、当該事業に係る契約に第12第1項及び第2項に基づき特別契約条項を用いるものについては、次に掲げる訓令及び通達類は適用しない。

- (1) 装備品等のプロジェクト管理に関する訓令（平成２７年防衛省訓令第３６号）
 - (2) 新たな重要装備品等の選定に係る手続の明確化・透明化の措置について（防整計（事）第１１８号。令和元年８月２１日）
- ２ 整備計画局防衛計画課長は、訓令又は通達（前項各号に規定するものを除く。）について、早期装備化実証推進事業のうち当該事業に係る契約に第１２第１項及び第２項に基づき特別契約条項を用いるものに適用することが適切でないと判断した場合には、各部局等と調整の上、適切な措置を講じることとする。

（早期装備化実証推進事業の評価）

- 第１５ 各部局等の要求元は、早期装備化実証推進事業の契約の履行が完了した都度、要求性能、費用対効果、スケジュール、安全性等の観点から、関係するグループ・リーダーと調整の上、当該事業の内容を評価する。
- ２ 前項の規定に基づき各部局等の要求元と調整をしたグループ・リーダーは、前項の評価を作業部会に報告するものとする。

（早期装備化実証推進事業の指定解除）

- 第１６ 整備計画局防衛計画課長は、早期装備化実証推進事業が、第１５第１項の評価等を踏まえ、次の各号のいずれかに該当すると認める場合、作業部会の了承を得た上で、第１０第３項の規定による指定を解除する。
- (1) 初期型装備品等又は能力向上型装備品等の要求性能を十分に満たすことができないことが明らかになったとき。
 - (2) 防衛省が求める時期までに早期装備化できる可能性が低いと判断したとき。
 - (3) 費用対効果の著しい悪化が明らかになったとき。
 - (4) 関係法令に適合せず、安全性等に関する懸念を解消できないとき。
 - (5) 性能や費用対効果に優れている代替案が確認できたとき。
 - (6) その他整備計画局防衛計画課長が必要と認めるとき。
- ２ 整備計画局防衛計画課長は、前項の指定の解除の判断に当たり必要と認めるときは、作業部会及び各部局等の要求元に対し、必要な支援を求めることができる。
- ３ 各部局等の要求元は、早期装備化実証推進事業の指定が解除された場合、契約相手方に対して、今後、当該事業の一環として新たな契約を締結しないことを遅滞なく伝達する。

(関係部局の協力)

第17 第9から第16までに掲げる業務を円滑に実施するため、関係部局は、それぞれの所掌事務に応じて、相互に協力し、適切に事務を遂行するものとする。

(委任規定)

第18 この通達に定めるもののほか、この通達の実施に関し必要な事項は各部局等の長が定める。

附 則

この通達の施行の際、現に先端民生技術の導入及びその早期装備化のための取組の試行について(防防防第202号。令和5年6月20日)第10第3項の規定により指定された早期装備化実証推進事業は、この通達の第10第3項の規定により指定された早期装備化実証推進事業とみなす。